

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の二）</p> <p>第二章 第八章（略）</p> <p>第九章 無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の八）</p> <p>第十章 雑則（第二百三十七条―第二百四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器）</p> <p>第五条の二 法第二条第二十二項の国土交通省令で定める機器は、重量が二百グラム未満のものとする。</p> <p>（有視界飛行方式）</p> <p>第六条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。</p> <p>（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）</p> <p>第二百九条の三 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 模型航空機（無人航空機を除く。次条において同じ。）を第一号の空域で飛行させること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 第八章（略）</p> <p>第九章 雑則（第二百三十六条―第二百四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（有視界飛行方式）</p> <p>第五条の二 有視界飛行方式とは、計器飛行方式以外の飛行の方式をいう。</p> <p>（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）</p> <p>第二百九条の三 法第九十九条の二第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>2（略）</p>

第九章 無人航空機

(飛行の禁止空域)

第二百三十六條 法第百三十二條第一號の国土交通省令で定める空域は、次のとおりとする。

- 一 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六條第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面上空の空域
- 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

第二百三十六條の二 法第百三十二條第二號の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

(飛行禁止空域における飛行の許可)

第二百三十六條の三 法第百三十二條ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項
- 三 飛行の目的、日時、経路及び高度
- 四 飛行禁止空域を飛行させる理由
- 五 無人航空機の機能及び性能に関する事項
- 六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に
関する事項

八 その他参考となる事項

(飛行の方法)

第二百三十六条の四 法第三百三十二条の二第三号の国土交通省令で定
める距離は、三十メートルとする。

第二百三十六条の五 第九十四条第一項の規定は、法第三百三十二条

の二第五号の国土交通省令で定める物件について準用する。この場
合において、第九十四条第一項第八号中「航空機」とあるのは、

「無人航空機」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無人航空機の飛行のため当該無人航空
機で輸送する物件は、法第三百三十二条の二第五号の国土交通省令で
定める物件に含まれないものとする。

(飛行の方法によらない飛行の承認)

第二百三十六条の六 法第三百三十二条の二ただし書の承認を受けよう
とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提
出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定す
るために必要な事項

三 飛行の目的、日時、経路及び高度

四 法第三百三十二条の二各号に掲げる方法によらずに飛行させる理
由

五 無人航空機の機能及び性能に関する事項

六 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必

(新規)

(新規)

(新規)

要な知識及び能力に関する事項

七 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八 その他参考となる事項

(搜索又は救助の特例)

第二百三十六條の七 法第百三十二條の三の国土交通省令で定める者は、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼により搜索若しくは救助を行う者とする。

第二百三十六條の八 法第百三十二條の三の国土交通省令で定める目的は、搜索又は救助とする。

第十章 雜則

(航空運送代理店業の届出)

第二百三十七條 (略)

(削る)

(職権の委任)

第二百四十條 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 四十 (略)

四十の二 法第百三十二條ただし書の規定による許可(同条第一号の空域における飛行に係るものに限る。)

四十一 六十五 (略)

2 (略)

(新規)

(新規)

第九章 雜則

(航空運送代理店業の届出)

第二百三十六條 (略)

第二百三十七條 削除

(職権の委任)

第二百四十條 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 四十 (略)

(新規)

四十一 六十五 (略)

2 (略)

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第一項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。）並びに同項第三十六号の二、第三十七号オ、第三十七号の一、第四十号の二、第四十一号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3 (略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一〜七 (略)	(略)
八 第二百四十条第一項第二十四号の二の当該許可、届出又は	

第二百四十条の二 地方航空局長は、前条第二項第八号及び第二十号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）、同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおとする航空機に係るものに限る。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおとする者に係るものに限る。）並びに同項第三十六号の二、第三十七号オ、第三十七号の十一、第四十一号及び第六十四号の二の権限を空港事務所長に行わせるものとする。

2・3 (略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

一〜七 (略)	(略)
八 第二百四十条第一項第二十四号の二の当該許可、届出又は	

<p>九〇十一 (略)</p>	<p>権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、「同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）」、「同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）」、「同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおうとする航空機に係るものに限る。）」、「同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおうとする航空機に係るものに限る。）」、「同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおうとする者に係るものに限る。）」並びに同項第三十六号の二及び第四十号の二の権限</p>
<p>(略)</p>	<p>通報を必要とする行為を行うおうとする場所を管轄区域とする空港事務所長</p>

<p>九〇十一 (略)</p>	<p>権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものに限る。）、「同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）」、「同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものを除く。）」、「同項第二十七号の二及び第二十九号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行うおうとする航空機に係るものに限る。）」、「同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行うおうとする航空機に係るものに限る。）」、「同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行うおうとする者に係るものに限る。）」並びに同項第三十六号の二の権限</p>
<p>(略)</p>	<p>通報を必要とする行為を行うおうとする場所を管轄区域とする空港事務所長</p>

(申請等の經由)
 第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を經由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第七十六条、法第七十六条の二、法第三十二条及び法第三十二条の二並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三〇五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を經由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空
-----	-----------

(申請等の經由)
 第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を經由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空港出張所長
一 (略)	(略)
二 法第七十六条及び法第七十六条の二並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等	最寄りの空港事務所長又は空港出張所長
三〇五 (略)	(略)

2 法の規定により空港事務所長に申請等をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を經由して行うことができる。

申請等	空港事務所長又は空
-----	-----------

3・4 (略)	一 (略)	港出張所長
	二 法第九十九条の二第二項及び法第三百三十二條の規定による申請等	
	(略)	港出張所長
	最寄りの空港事務所 長又は空港出張所長	

3・4 (略)	一 (略)	港出張所長
	二 法第九十九条の二第二項の規定による申請等	
	(略)	港出張所長
	もよりの空港事務所 長又は空港出張所長	